

令和7年2月4日
総務部区政情報課

督促処分に係る審査請求に関する諮問

1 主旨

普通地方公共団体の長は、地方自治法の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、同法の規定により、当該督促処分を受けた者から同処分について審査請求がなされた場合は、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

このたび、生活保護費の返還に係る督促処分に対する審査請求があり、当該請求を棄却する裁決をしたいので、諮問する。

【地方自治法抜粋】

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2項～6項 省略)

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 諮問の内容

(1) 審査請求人 区内在住者

(2) 審査請求年月日

(3) 審査請求の主旨

世田谷区長（以下「処分庁」という。）が令和■年■月■日付で審査請求人に対してした生活保護費の返還に係る督促処分（以下「本件督促処分」という。）の取消しを求める。

(4) 審査請求の理由

① 生活保護費の返還決定処分（以下「原処分」という。）について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことは裁量権を逸脱して違法である。

② 原処分は、資力の取得時期の認定を誤るなどしており違法な処分であるから、違法な原処分を基礎とする本件督促処分も同様に違法であり、本件

督促処分の取消しを求める。

(5) 裁決に関する審理員意見（主旨）

- ① 処分庁は、原処分により生じた収入について、納入の通知をした上で、納付期限までに審査請求人からの納付がなかったことから、本件督促処分を行っているものであり、処分庁が本件督促処分をしたことについて、手続きを含め特段不当違法な点は認められない。
- ② 審査請求人は、原処分について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことが処分庁の裁量権を逸脱して違法だと主張する。しかし、審査請求に執行停止の効果はないため、原処分に引き続き行われた本件督促処分を妨げるものではないし、処分庁は、納付期限の徒過により、督促することが法令上義務付けられているのであって、督促の実施について処分庁に裁量はないものであるから、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、原処分の違法も主張する。しかし、原処分と本件督促処分には先行後行関係はあるものの、独立した処分であるし、原処分が取り消されるまでは原処分は有効なものとして本件督促処分の実施の適否を判断すべきものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

3 審査庁（世田谷区長）の見解

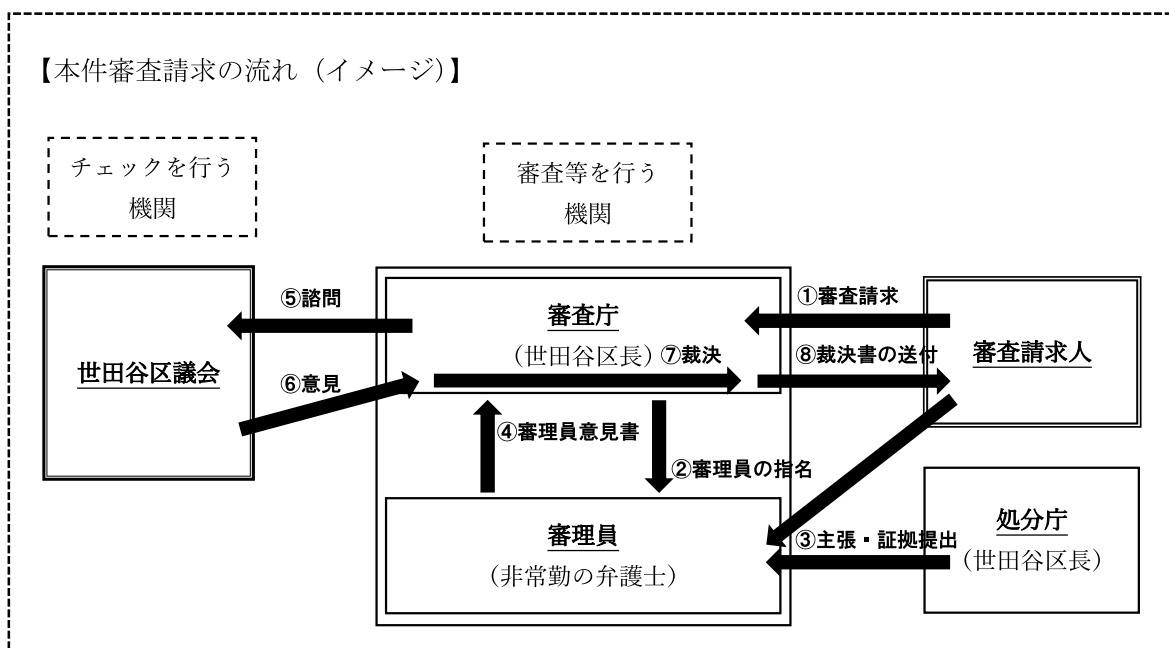
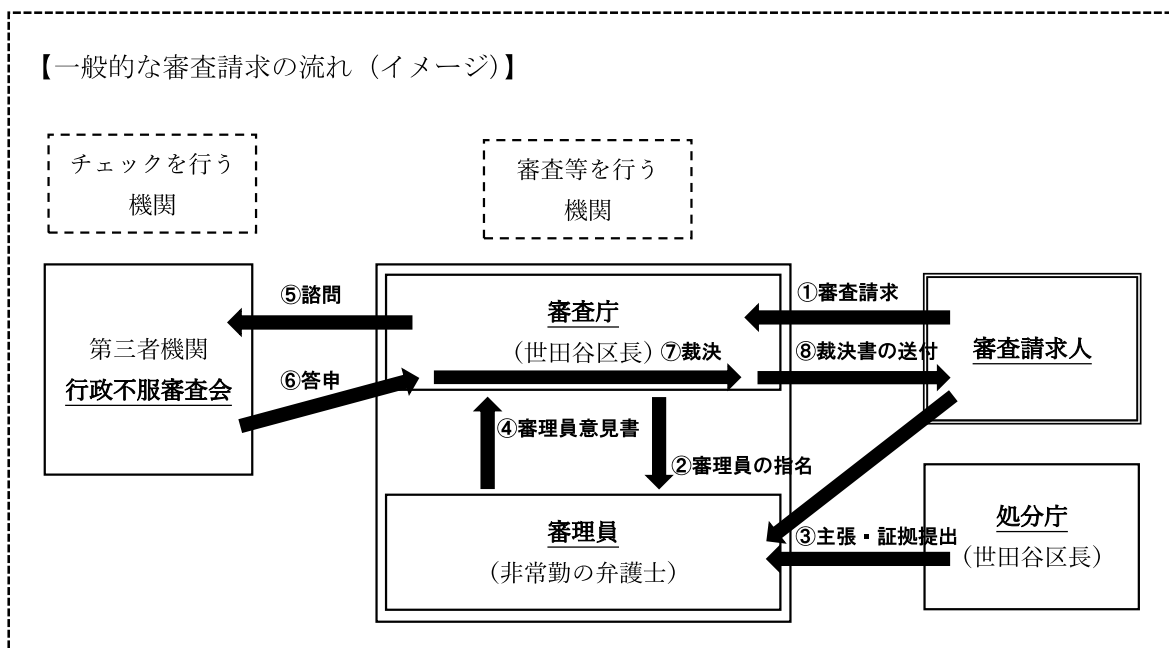
上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

4 参考事項

(1) これまでの経過

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

(2) 審査請求の流れ



5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 区議会第1回定例会にて諮問

3月 審査庁（区長）による裁決